

『火災予防条例改正概要・防火管理の仕組み』

北茨城市内で行われる全てのイベントが対象となります！

- ・屋外における催しの防火体制の確立
- ・主催する者の責任を明確化！！

祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する火気を取扱う催し

主催者・露天開設者の責務となります。



◆火気を取扱う露天等に「消火器の準備」
「条例第18条～22条関係」
※原則露天等ごとに設置が必要



◆火気を取扱う露天等は「露天開設届出」の提出「条例第45条関係」
※消防署へ5日前までに提出が必要



「指定催し」

「指定催し」【条例第42条の2】
火災発生時、人命財産に重大な被害の恐れがあるもの、(露天数が80を超え、大規模な催しが開催可能な会場を使用)
・「指定催し」を消防長が指定
・開催14日前までに計画書提出
・市民の皆さんへ公示



「指定催し以外の催し」

「指定催し以外の催し」
PTA行事、学校祭、自治会行事も含まれます
※近親者、友人等で行うBBQやパーティーなど、相互に面識がある者との催しは該当しない。ただし、火を使用する器具を扱うという事は、火災の危険性が存在するため、一般的な消火準備をする。(水の入ったバケツ等)

主催者の義務【条例第42条の3】

- ◆「防火担当者」を選任
- ◆防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、「防火管理業務」を行わせる。
- ◆「業務計画書」を消防署に提出する

大規模な催しで、消防長が「指定催し」として認めた催しは、主催者が『火災予防上必要な業務に関する計画書』の提出を怠った場合は、『罰則』があります。

問合せ先：北茨城市消防本部 予防課予防係
電話：0293(42)0119